

令和5年3月8日参議院予算委員会質疑 該当部分文字起こし

石井苗子委員：次に、今度は高齢社会におけるサービスについて、今日は最高裁判所の方からいらして、いらっしやっていると申しますけれども、御高齢の方が判断力、判断能力ですが、が十分でないために成年後見人という方をお願いすることがあります。この成年後見人を決定するのは家庭裁判所の裁判官であり、相続人との利害関係を考慮して、個々の事例に基づき専門家を選出して決定するとなっておりますが、裁判官が適正だと認められている専門家とはどのような職業の人を指して言うのか、まずお答えいただきます。

最高裁判所 馬渡家庭局長：お答えいたします。

お尋ねの成年後見人につきましては、御本人の意思を尊重し、御本人の心身や生活の状況に配慮しながら必要な契約などを代理して行くと、さらに、御本人の財産を適正に管理していくことが基本的な職務として想定されているところでございます。

このような成年後見人につきましては、法律上資格が制限されているものではございませんが、本人の置かれた問題状況に応じて選任されているものと承知しておりまして、親族以外の方で選任されている場合の具体的な職種といたしましては、最高裁の実情調査によって明らかになっているものといたしましては、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士、社会保険労務士といったものが挙げられるというところでございます。

石井苗子委員：ありがとうございました。

一般的には、弁護士、司法書士、そして社会福祉士と、この三専門家が行き渡っているんですけども、実は2月24日の総務省自治行政局行政課長から、専門職としての行政書士、財産管理業務、成年後見人の業務を行っても支障ないことを、改めて都道府県の行政書士担当部長、全国銀行協会事務・決済システム部長に通達を出しています。

これ、なぜこんな通達が必要だったのかということなんですが、調べてみますと、現時点において、行政書士の職業をお持ちの方がほかの専門職の方と比べて裁判官に選定されることが4.1%と非常に低い割合となっております。極めて低いです。なぜほかの専門職に比べて行政書士の方が選ばれることが少ないのか、その理由と、今後、行政書士の方が成年後見人として社会に、御高齢の方々のために貢献していく可能性がどのくらいあるのか、あるとしたらどのような方向で活躍されることを期待されているのかと、この三つをお答えいただきます。

最高裁判所 馬渡家庭局長：お答えいたします。

どのような職種の方が担い手として各地域に根付いているかは地域の実情によって異なってくるところでございますが、親族以外の方で選任される職種としては、先ほど委員の御指摘もあったように、裁判手続への対応ができるといった観点からは法律の専門知識を有する弁護士や司法書士、また、福祉の専門的知識を有する社会福祉士が現時点で選任される場合が多いという状況にあるものと承知しております。

行政書士の方が選ばれることが少ない理由について、最高裁として一概にお答えすることは困難ではございますが、個々の事案ごとに必要とされる専門的知識や経験等を考慮して、御本人の権利や利益の保護のために適切と思われる者を選任した結果であるというふうに言うことができると思います。

なお、行政書士が選任された事案というのは、年々追っていきますと、平成31年1月からの一年間は約980件、令和2年1月からの一年間は約1,060件、令和3年1月からの一年間は約1,300件ということで、徐々に増えていっている傾向にあるというふうなところでございます。こういった実績も踏まえながら、地域社会に参画される中で、個々の事案の内容に適した選任がされていくことが望ましいというふうに考えているところでございます。以上です。

石井苗子委員：ありがとうございます。

総務省の統計局ですが、9月の発表で日本の御高齢の方の人口、3,627万人です。認知症という症状は病名ではないので正確な数字を表すことはできないんですけども、研究者の推定という意味で、700万人がこれから認知症の症状として推定されるという計算が出ておりますので、行政書士の方、5万人いらっしゃいます。なので、これからはこういった形で貢献していただきたいと思います。今、だんだん増えてきていらっしゃるということなので、是非協力をしていただきたいと思います。

以上